

保育所、地域型保育事業所  
幼保連携型認定こども園 代表者 様

川口市子ども部子ども総務課長

保育関係課の組織改正に伴う書類届出窓口及び提出様式の変更について（通知）

平素は本市の児童福祉行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月5日付け通知「令和3年4月の保育関係課の組織改正について」にてお知らせした書類提出窓口の変更について改めてお知らせいたします。また、提出書類の書式について新たに定めましたので通知いたします。

記

1 書類提出窓口の変更について

令和3年4月5日付け通知のとおり、以下の書類について提出先を「子ども総務課施設認可係」に変更いたします。なお、施設認可係への提出にあたっては従前の紙媒体の他、メール等の電子媒体での提出も可能とします。

また、書式を新たに定めましたので添付にて送付いたします。旧書式でのご提出は令和3年7月1日川口市收受分まで承りますが、以降は新書式でのご提出をお願いいたします。

- ・特定教育・保育施設確認変更申請書（変更届、利用定員減少届）
- ・特定地域型保育事業者確認変更申請書（変更届、利用定員減少届）
- ・業務管理体制に係る（変更）届出書

※令和3年4月1日以降、すでに旧書式でご提出された場合は新書式での再提出は不要です。

2 内容変更に係る事前協議について

本市では令和3年度より利用定員数の変更等の一部事項の変更については事前協議形式を導入させていただきます。下記協議締切日以降にご連絡いただいた場合は当該年度での変更は原則できませんのでご注意ください。

事前協議項目【協議締切日】

- ① 利用定員【変更前年度の7月末日まで】
- ② 開所時間、施設名、その他「保育園利用の手引き」掲載事項【変更前年度の7月末日まで】
- ③ 利用者負担額、項目の変更【変更の2か月前まで】

※上記①及び②の変更を行う場合は、必ず保育幼稚園課の「保育園利用の手引き」の内容に係る照会にご回答ください。

問い合わせ先

川口市子ども部子ども総務課施設認可係  
(市役所第二庁舎4階)

〒332-8601 川口市青木 2-1-1 (郵送)

川口市中青木 1-5-1 (持参)

電 話 048-271-9457 (直通)

メール [083.04010@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:083.04010@city.kawaguchi.saitama.jp)